

在宅高齢者保健福祉推進支援事業の 実施について

平成11年6月30日 老発第470号
厚生省老人保健福祉局長

標記については、ひとり暮らし老人等に対する生活支援事業を中心に生きがい対策及び保健予防対策などについて、地域の実情に応じて市町村が取り組めるよう、別紙のとおり「在宅高齢者保健福祉推進支援事業実施要綱」を定め、平成11年4月1日から実施することとしたので通知する。

ついては、本事業の円滑適正な実施につき十分配慮するとともに、管下市町村に対し周知願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」（昭和51年5月21日社老第28号）の別添4の3「高齢者在宅生活支援事業実施要綱」、「高齢者グループリビング支援モデル事業の実施について」（平成8年5月10日老計第84号）の別紙「高齢者グループリビング支援モデル事業実施要綱」、「日常生活用具給付等事業（緊急通報装置）の運営について」（昭和63年6月6日社老第83号）の別添「緊急通報装置給付・貸与事業運営要綱」、「新寝たきり老人ゼロ作戦普及啓発推進事業の実施について」（平成9年3月28日老健第74号）の別紙「新寝たきり老人ゼロ作戦普及啓発推進事業実施要綱」及び「ふれあい保健地区育成支援モデル事業の実施について」（平成8年6月28日老健第170号）の別添「ふれあい保健地区育成支援モデル事業実施要綱」は廃止する。

また、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について」（平成元年10月19日老福祉第187号）の4「高齢者の生きがいと健康づくり総合推進試行的市町村事業実施要綱」及び「高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり（ふるさと21健康長寿のまちづくり）のための基本計画策定事業の実施について」（平成元年8月14日老福第150号）の別紙「高齢者が安心して生きがいをもって暮らせるまちづくり（ふるさと21健康長寿のまちづくり）のための基本計画策定事業実施要綱」に基づく事業については、平成11年度から新たに事業実施するものから本実施要綱を適用し、平成11年度以前から事業が行われているものについては従前の実施要綱を適用するものとする。

（別紙）

在宅高齢者保健福祉推進支援事業実施要綱

1 目的

在宅高齢者保健福祉推進支援事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人等に対する生活支援サービスを提供し、これらの者の自立と生活の質の確保及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の老人に対する生きがい活動や寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、「健やかで活力ある地域づくり」を推進し、もって、要援護老人、ひとり暮らし老人等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2 事業内容

（別記）のとおり。

3 実施方法

本事業の実施に当たっては、（別記）の「1高齢者在宅生活支援事業」の（6）に掲げる事業のいずれかの実施を必須とし、その他の事業については地域の実情に応じて選択実施するものとする。

(別記)

1 高齢者在宅生活支援事業

(1) 事業内容

本事業は、地域の実情に応じて、要援護老人及びひとり暮らし老人等に対し食事サービスや入浴サービス等の事業を提供することにより、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

なお、高齢者共同生活(グループリビング)支援事業の委託については、在宅介護支援センターのみに事業の全部又は一部を委託することができる。

また、訪問入浴サービス事業を民間事業者に委託して実施する場合は、昭和63年9月16日老福第27号・社更第186号老人保健福祉部長・社会局長連名通知による「在宅入浴サービスガイドライン」の内容を満たすこと。(ただし、当該事業者が指定訪問入浴介護事業者として、介護保険法第70条の規定による同法第41条第1項本文の指定を受けている場合はこの限りでない。)

(3) 利用料

市町村は、デイサービス事業等他の類似の在宅福祉サービスの利用料との均衡、公共料金等を考慮して、適切な利用料又は食材料費等の実費を定め、利用者に負担させるものとする。

(4) 実施上の留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、市町村は、高齢者サービス調整チームを活用し、老人保健福祉に関する諸事業との連携を図り、総合的かつ効果的な運営を行うよう努めること。

イ 本事業は、地域の実情に応じて、(6)のアからクに掲げる事業の中から選択して実施するものとする。

(5) 運営

ア 市町村は、本事業の利用申請があったときは、本要綱に照らしてその必要性を検討した上で、本事業

の利用決定をするものとする。

イ 市町村は、本事業の実施状況を記録する利用者台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

ウ 市町村は、本事業の適正な実施を図るため、委託を受けた者が行う本事業の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

エ 実施施設は、本事業に係る経理を他の事業に係る経理と明確に区分するとともに、提供したサービスの内容、利用回数等を市町村に報告するものとする。

オ 市町村は、地域住民に対し、広報等を通じ、本事業の周知を図るものとする。

(6) 実施事業

ア 配食サービス事業

(ア) 実施方法

栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、その際、当該利用者の安否を確認し、健康状態に異常があったとき等は、関係機関への連絡等を行う。

(イ) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難なものとする。

(ウ) 事業実施に当たっての留意点

実施施設は、利用者の健康等を十分勘案するとともに、食品衛生管理に十分配慮し、保健所等関係機関と密接な連携を保つこと。

市町村は、実施施設、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、食生活改善推進員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、円滑な運営に努めること。

イ 訪問入浴サービス事業

(ア) 実施方法

利用対象者の居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを実施する。

(イ) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している老人並びに重度身体障害者とする。

(ウ) 事業実施に当たっての留意点

市町村は、利用者の健康状態を確認し、サービスの提供の適否等を判断した上で、適切に事業を実施するものとする。

ウ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

(ア) 実施方法

市町村が適当と認める施設において、寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒車による寝具の乾燥消毒等のサービスを実施する。

(イ) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし老人、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している老人並びに重度身体障害者であって、寝具の衛生管理等が困難なものとする。

エ 移送サービス事業

(ア) 実施方法

移送用車輛（リフト付車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等）により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所等との間を移送する。）

(イ) 利用対象者

この事業の利用対象者は、おおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車いすを利用している者であって、一般の交通機関を利用することが困難なものとする。

(ウ) 事業実施に当たっての留意点

道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令等に抵触しないよう留意すること。

オ 家族介護者等支援・交流事業

(ア) 実施方法

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減並びに痴呆性老人、その介護に当たっている家族及びひとり暮らしの虚弱老人に対する地域支援システムの構築を図るために次の事業を行う。

- a 家族介護者等に対する相談・指導
- b 家族介護者の介護技術の習得の支援
- c 家族介護者等の間の情報交換、交流
- d その他地域の実情に即した各種活動

(イ) 利用対象者

この事業の利用対象者は、要援護高齢者の介護に当たっている家族等及びひとり暮らしの虚弱老人の介護に携わっている近隣の援助者並びに痴呆性老人及びひとり暮らしの虚弱老人とする。

(ウ) 事業実施に当たっての留意点

介護技術支援等を行うに当たっては、要援護高齢者の地域の関係機関からの協力が得られるよう配慮すること。

カ 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

(ア) 実施方法

高齢者自身が加齢による身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で生活している形態（グループリビング）に対し、次の支援を行う。

- a 高齢者共同生活（グループリビング）に対する支援プログラムの作成、マネジメント
- b 近隣住民、ボランティア団体による各般の支援体制の構築

(イ) 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者で同一家屋内で食事等、互いに生活を共同化できるものとする。

(ウ) 利用定員

5人から9人

(エ) 事業実施に当たっての留意点

当該居住形態が5年以上続くことと見込まれること。また、居住者について、所有権の共有や賃借権等居住に関する権利関係を明確にしておくこと。

キ 緊急通報体制等整備事業

(ア) 実施方法

ひとり暮らし老人等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

- a 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動
- b 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置をとることのできる者（協力員）の確保（登録等）

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、市町村は、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

(イ) 利用対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者のみの世帯とする。

(ウ) 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器とする。

(エ) 事業実施に当たっての留意点

緊急時の救援等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

ク その他の事業

(ア) 実施方法

アからキまでに掲げるもののほか、雪下ろし、家屋の軽微な修繕その他の在宅の要介護老人、ひとり暮らし老人等の生活支援に資する事業であって厚生大臣が適当と認めるものとする。

(イ) 事業実施に当たっての留意点

本事業を実施するに当たっては、都道府県とも十分な協議の上、適切に事業を実施すること。

2 高齢者の生きがい対策事業

(1) 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし老人等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすると、ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

(3) 実施事業

ア 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

(ア) 実施方法

- a 本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。
- b 推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

なお、推進会議構成団体等は、事業の実施に当たり協力するものとする。

(イ) 対象者

おおむね60歳以上の高齢者を対象とする。

(ウ) 事業内容

- a 高齢者の社会活動についての広報活動等
- b 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- c スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整
- d 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
- e 高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業
- f その他、本事業として適当と認められる事業

(エ) 事業実施に当たっての留意点

- a 本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。
- b 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。
- c 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

イ 高齢者生きがい活動支援通所事業（生きがい対応型デイサービス事業）

(ア) 実施方法

生きがい活動援助員を配置し、利用対象者のニーズ及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供するものとする。

(イ) 利用対象者

比較的元気なおおむね60歳以上のひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者とする。

(ウ) 実施施設

老人福祉センター、老人憩の家、公民館、隣保館又はこの事業を適切に実施することができると認められる施設において実施するものとする。

(エ) 職員の配置

本事業を実施するために、生きがい活動援助員を1人以上配置するものとする。ただし、1人は専任の職員とする。

また、1日当たりの標準利用人員は、おおむね5人以上とする。ただし、1日当たりの利用人員が常時15人以上の場合は1人、20人以上の場合は2人の補助職員を配置できるものとする。

(オ) 生きがい活動援助員の業務

生きがい活動援助員は、日常動作訓練から趣味活動等の各種事業を実施するため、管内施設の状況及び利用対象者のニーズを把握し、下記のサービス事例を踏まえ月間の事業実施計画を策定し、当該計画に基づき、ボランティア等の協力を得て、生きがい活動等の各種サービスを提供する。

〔サービスの事例〕

- a 教養講座（健康・生きがい関係）
- b 高齢者スポーツ活動
- c 陶芸・園芸等の創作活動
- d 手芸・木工・絵画等の趣味活動
- e 日常動作訓練（輪投、健康器具の活用等）
- f その他（遠足、社会奉仕活動等）

(カ) 運営

- a 市町村は、事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。
- b 事業の運営は、おおむね1日4時間、週3日以上を標準とする。
- c 事業の実施は、実施施設を中心に行うものとするが、特に高齢者スポーツ活動や園芸等を行う場合は、他の適切な場所において行うこととして差しつかえない。
- d 市町村は、実施施設、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関と連携を密にするものとする。

(キ) 利用料

利用料については、原材料等実費は利用対象者が負担するものとする。

3 健やかで活力あるまちづくり基本計画
策定・普及啓発推進事業

(1) 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）がそれぞれの地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。

(2) まちづくりにおける基本的考え方

ア 地域住民が生涯を通じて住みやすい地域社会の形成を図るものであり、特に、高齢者が住み慣れた地

域社会から孤立することなく、多世代の交流が図られるものであること。

イ 高齢者が「健康」、「生きがい」及び「安心」を享受するために必要な健康及び福祉に関する機能が、高齢者の日常生活圏の中に総合的に備わっているものであること。

ウ 健康や福祉をはじめとする高齢化に対応した様々な機能が各々有機的に連携を図ることができるよう計画的に整備されているものであること。

エ 高齢者の多様な需要に対応するため、公的な施策の一層の推進と併せ、これとの適切な連携の下に民間事業者の積極的な事業参画が図られるものであること。

オ 計画策定内容を広く地域住民に普及させる観点から、計画地域における住民に対して広報啓発活動を積極的に実施するものであること。

(3) 基本計画の策定主体

基本計画の策定主体は、市町村とする。

(4) 基本計画の策定内容

基本計画の策定は、計画地域内の特定地域における保健福祉関連施設の整備に関するものだけにとどまらず、計画地域全体にわたる保健、福祉サービスについて行うことを基本とし、あわせて高齢化への対応に関連する各般の分野を含めできる限り総合的な視点に立つて行うものとし、これを実現するための現実的かつ具体的施策について検討を行うこと。

なお、既に策定済の基本計画との整合性を図りつつ、その実施・具体化に向けての計画（面的施設整備計画）づくりを行う場合は、次の事項によらず当該計画の目的等に照らし必要な事項について行うものとする。

ア 計画の背景及び目的

イ 計画の地域及び期間

ウ 計画地域の人口の高齢化、地域開発の状況、高齢者の居住実態、地域住民の保健福祉活動の状況等高齢者の保健・福祉の需要に影響を与える事項の現状及び今後の見通し

エ 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の現況

オ 計画地域における高齢者のための保健福祉及び関連分野に係る公的事業及び民間事業の今後の整備目標

カ 整備目標達成のための計画地域における保健福祉関連施設の整備計画（事業主体、種類、規模、利用範囲・人員、既存関連施設との連携方策）

- キ 整備目標達成のための計画地域における施設整備以外の保健福祉に係る事業の実施計画
- ク 整備目標達成のための関連分野に係る事業の推進に関すること
- ケ カ～クにおける公民の役割分担及び連携の考え方
- コ 民間事業者による特定民間施設の整備を行う場合にあっては、その具体的な内容
- サ その他

(5) 基本計画策定上の留意事項

基本計画の策定に当たっては、当該都道府県と密接な連携を図るとともに、地域における地域団体の代表、保健、医療、福祉、建築の関係者等をその構成員とする委員会の設置や地域住民の意向の把握等により、関係者の意見を広く聴取するとともに、各地域の特性を十分に生かせるよう配慮すること。

(6) 広報啓発活動

本事業の目的及びまちづくりにおける基本的考え方に基づいて、本計画策定主体が、地域住民への本計画策定事業の趣旨の普及促進を一層図ることを目的とし、おおむね次の事項など計画地域の住民に対して計画策定段階から広報啓発をすること。

4 新寝たきり老人ゼロ作戦普及啓発推進事業

(1) 事業内容

寝たきり老人ゼロを目指し、寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、寝たきりゼロへの10か条の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、新寝たきり老人ゼロ作戦の一層の推進を図る。

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(3) 実施事業等

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- ア 市町村の実情を十分把握し、寝たきり老人ゼロに向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
- イ 寝たきり老人ゼロ推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他広報媒体を通じた寝たきりゼロ推進対策の普及・啓発
- ウ 寝たきり老人ゼロ推進のための住民大会、講演会、

シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきりゼロ推進対策の普及・啓発

- エ その他新寝たきり老人ゼロ作戦の推進に必要な普及・啓発事業

(4) 委員会の設置

- ア 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、老人クラブ等の代表者等本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり老人ゼロ推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- イ 委員会は、市町村に対し（3）に掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。

(5) 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体等との連携を図るものとする。